

区自治協議会について

1. 背景

第27次地方制度調査会の「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」において、地域自治組織の活用について盛り込まれたことを受け、平成16年5月に、いわゆる合併3法（地方自治法の一部を改正する法律・改正合併特例法・新合併特例法）が成立し、拡大した基礎自治体内における住民自治を充実させる見地から、地域自治区の制度が設けられた。

地域自治区は、市町村を区域に分けた上で、区域ごとに区域住民の意向を行政運営に反映させることを可能とするための仕組みであるが、地方自治法においては、住民自治の拡充は、分権型社会における普遍的課題であるという認識に基づき、一般的・恒久的な制度として整備された。一方で、改正合併特例法及び新合併特例法においては、合併に伴う旧市町村の消滅に対する抵抗感を軽減し、円滑な合併を期して、地域自治区の特例が認められるとともに、より独立性の高い合併特例区が設けられたところである。

当市においては、合併協議時点において、こうした法的整備が完了していなかったこともあり、「合併時に「地域審議会」を設置、その設置期間は平成27年3月31日までとするが、政令市の指定があった場合は、当該指定の日の前日までとし、指定日以後は行政区ごとに「地域審議会」に代わる新たな附属機関を置く」ことを合意した。また、その後の協議により、新たな附属機関は地方自治法に基づく「区地域協議会」としたところである。

こうした経緯を踏まえ、合併マニフェストにおいては、市民の主体的な取り組みによる住民自治の更なる充実を図るという見地から、「区自治協議会」という名称を使用しつつ、政令市移行と同時に区自治協議会を設置することとしている。

2．政令市に向けた動き

(1) 行政区画の編成等について

別添リーフレット「行政区画の編成等について」のとおり

(2) 区役所の機能について

資料2「区役所の機能について」のとおり

(3) コミュニティ協議会の設立状況について

資料3「コミュニティ協議会の設立状況について」のとおり

3．今後のスケジュール

資料4「地域自治委員会の今後のスケジュール」のとおり

4．区自治協議会設置の構成について

(1) 設 置

区自治協議会の設置目的及び地方自治法上の設置根拠について規定

(2) 構成員の選任等

定 数

区自治協議会を組織する構成員の定数について規定

選任方法

構成員の選任方法及び構成員の選任に当たっての配慮義務について規定

構 成

構成員の選出組織等の構成について規定

任 期

構成員の任期及び再任等について規定

報酬及び費用弁償

構成員の報酬及び費用弁償について規定

(3) 会長及び副会長

会長及び副会長の選任及び解任の方法並びに職務について規定

(4) 区自治協議会の権限等

地方自治法で掲げられた区自治協議会の権限及び市長が区自治協議会から意見を聴取しなければならない重要事項について規定

(5) 市長等の責務

区自治協議会からの意見に対する市長及びその他市の機関の責務について規定

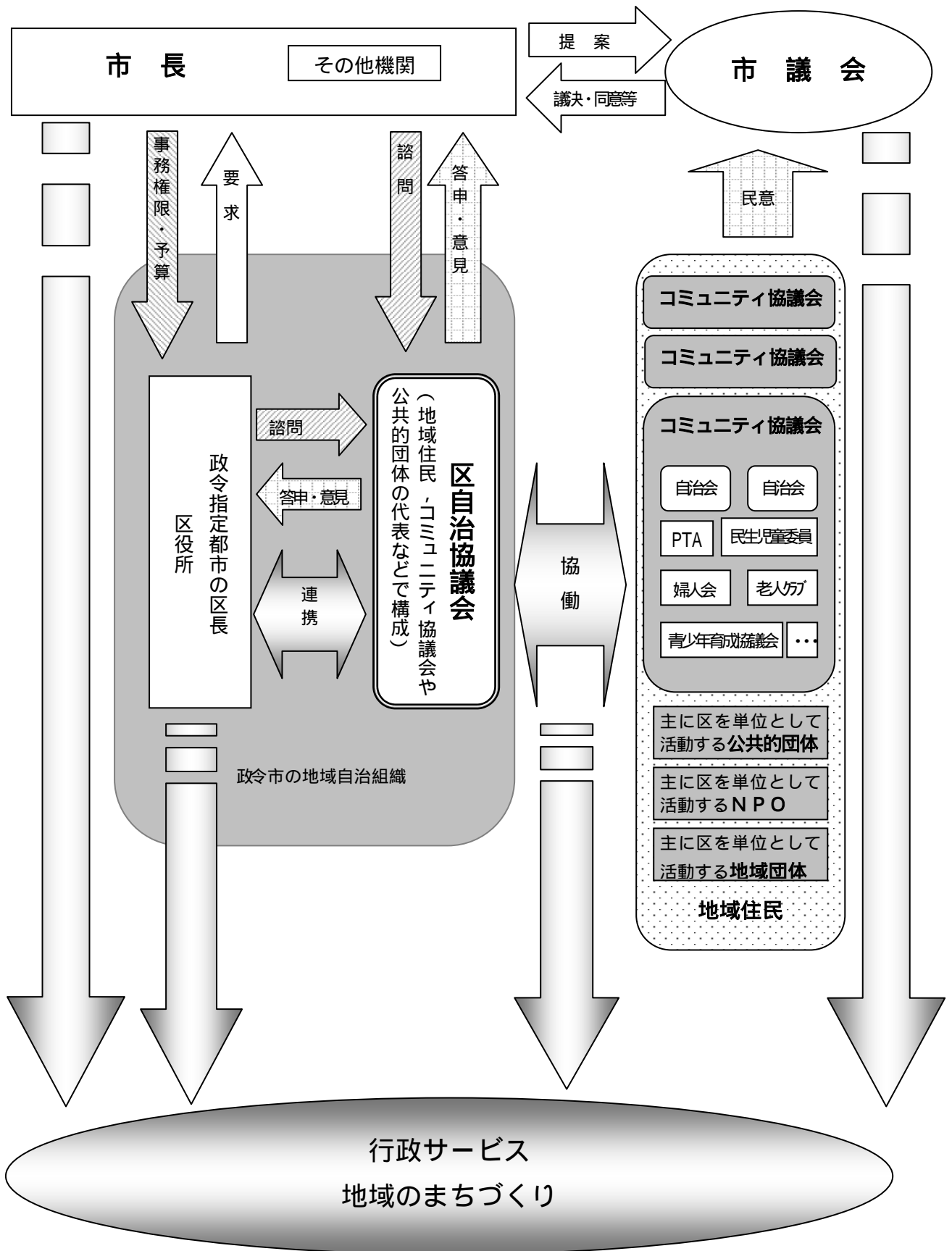
(6) 区自治協議会の組織及び運営

区自治協議会の会議の運営方法及び委員会等の組織について規定

(7) 連絡調整

各区自治協議会の連携強化等のための調整会議等の設置について規定

区自治協議会のイメージ図



地方自治法 自治協議会関係条文（抜粋）

（地域自治区の設置）

第 202 条の 4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもつて充てる。

4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第一百七十五条第二項の規定は前項の事務所の長について準用する。

（地域協議会の設置及び構成員）

第 202 条の 5 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間とする。

5 第二百三条第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

（地域協議会の会長及び副会長）

第 202 条の 6 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（地域協議会の権限）

第 202 条の 7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強

化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

第 202 条の 8 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

第 202 条の 9 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

(区の設定)

第 252 条の 20 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとする。

2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 区の事務所又はその出張所の長は、事務吏員を以つてこれに充てる。

4 区に選挙管理委員会を置く。

5 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第一百七十五条第二項の規定は第三項の機関の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。

6 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。

7 第二百二条の五第二項から第五項まで及び第二百二条の六から第二百二条の九までの規定は、区地域協議会に準用する。

8 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。

9 第六項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。

10[旧:6] 前五項前各項に定めるものの外のほか、指定都市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

5 . 他都市の地域自治組織等の状況について

資料5 「他都市の地域自治組織等の状況について」のとおり